Energia

第94回

定時株主総会

招集ご通知

日時

平成30年６月27日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前８時50分）

場所

広島市中区小町４番33号
当社本店

・本年から，株主総会において，粗品のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。
・当日ご出席の場合は，資源節約のため，本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

決議事項

会社提案（第１号議案から第３号議案まで）

第 １ 号議案　剰余金の処分の件
第 ２ 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第 ３ 号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

株主提案（第４号議案から第９号議案まで）

第 ４ 号議案　定款一部変更の件（1）
第 ５ 号議案　定款一部変更の件（2）
第 ６ 号議案　定款一部変更の件（3）
第 ７ 号議案　定款一部変更の件（4）
第 ８ 号議案　定款一部変更の件（5）
第 ９ 号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

目　次

第94回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 25
計算書類 …… 28
監査報告 …… 31
株主総会参考書類 …… 35

中国電力株式会社

証券コード：9504

（証券コード：9504）
平成30年６月６日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　清 水 希 茂

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお，当日ご出席いただけない場合は，**同封の議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができます**ので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**平成30年６月26日（火曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　広島市中区小町４番33号　当社本店

◎　当日は，節電への取り組みとして冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご来場くださいますようお願い申しあげます。

なお，当社役員および係員につきましても，軽装（クールビズ）とさせていただきますので，ご了承くださいますようお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　　平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第９号議案まで）＞

第４号議案　定款一部変更の件（１）

第５号議案　定款一部変更の件（２）

第６号議案　定款一部変更の件（３）

第７号議案　定款一部変更の件（４）

第８号議案　定款一部変更の件（５）

第９号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

上記各号議案の内容等は，35ページ以降の「株主総会参考書類」に記載しております。

以　上

◎　招集ご通知に添付すべき事業報告，連結計算書類，計算書類，会計監査人の監査報告および監査等委員会の監査報告は，5ページから34ページに記載のとおりであります。ただし，連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」については，法令および定款第16条の規定に基づき，以下の当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

なお，「連結注記表」および「個別注記表」につきましては，会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，以下の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

行使期限 **平成30年６月26日（火曜日）午後５時20分**



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき，行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使ウェブサイトにアクセスし，行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは，当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

右記ＱＲコードからのアクセスも可能です。

（ＱＲコードは，株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス等について

パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から，議決権行使ウェブサイトにアクセスし，同封の議決権行使書用紙をご用意のうえ，画面の案内に従い，議案に対する賛否をご入力ください。

▶携帯電話向けサイト画面

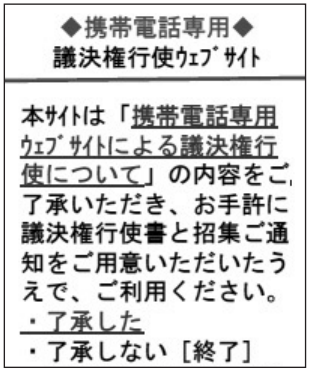

▶パソコン，スマートフォン向けサイト画面

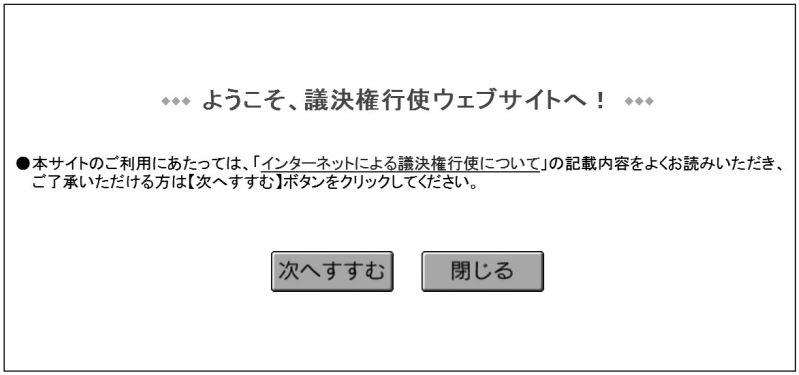

■ 注意事項等について

（1）書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。

（4）携帯電話から議決権行使される場合について，セキュリティ確保のため，128bitSSL暗号化通信が可能な機種にのみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル **0120-652-031**（午前９時～午後９時）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．中国電力グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

平成29年度におけるわが国の経済情勢をみますと，雇用・所得環境の改善が続く中で，個人消費が底堅く推移したことや，海外経済の回復などを背景に輸出が増加し生産活動が持ち直したことから，景気は緩やかに回復しました。当中国地方においても，ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，販売電力量の減少はありましたが，燃料費調整制度の影響による電気料金収入の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の交付金と賦課金が増加したことなどから，売上高（営業収益）は１兆3,149億円と前年度に比べ1,145億円の増収となりました。

費用面では，経営全般にわたる効率化に努めたものの，燃料価格の上昇による原料費の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金の増加などにより，営業費用は１兆2,753億円と前年度に比べ1,094億円の増加となりました。

この結果，営業利益は396億円と前年度に比べ51億円の増益となりました。これに支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は307億円と前年度に比べ112億円の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は，渇水準備金および原子力発電工事償却準備金を引き当て，法人税などを控除した結果，207億円となり，前年度に比べ93億円の増益となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）につきましては，次のとおりとなりました。

〔電気事業〕

当年度の販売電力量は，産業用大口電力の鉄鋼が減少したことなどから，前年度に比べ3.2％減の554.3億kWhとなりました。この内訳をみますと，低圧需要（電灯・電力）は，前年度に比べ1.6％増の206.6億kWhとなりました。また，高圧・特別高圧需要（業務用・産業用）は，前年度に比べ5.8％減の347.7億kWhとなりました。

売上高は，販売電力量の減少はありましたが，燃料費調整制度の影響による電気料金収入の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の交付金と賦課金が増加したことなどから，１兆2,012億円と前年度に比べ1,005億円の増収となりました。

営業費用は，経営全般にわたる効率化に努めたものの，燃料価格の上昇による原料費の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金の増加などにより，１兆1,695億円と前年度に比べ965億円の増加となりました。

この結果，営業利益は317億円と前年度に比べ39億円の増益となりました。

〔総合エネルギー供給事業〕

売上高は，燃料販売事業収入が増加したことなどから，502億円と前年度に比べ148億円の増収となりました。

営業費用は，燃料価格が上昇したことなどから，481億円と前年度に比べ147億円の増加となりました。

この結果，営業利益は21億円と前年度に比べ0.7億円の増益となりました。

〔情報通信事業〕

売上高は，電気通信関係事業収入が減少したことなどから，409億円と前年度に比べ1.8億円の減収となりました。

営業費用は，委託費の減少などから，383億円と前年度に比べ0.6億円の減少となりました。

この結果，営業利益は26億円と前年度に比べ1.2億円の減益となりました。

〔その他の事業〕

（環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート ほか）

売上高は，1,187億円と前年度に比べ3億円の減収となりました。

営業費用は，1,149億円と前年度に比べ14億円の減少となりました。

この結果，営業利益は38億円と前年度に比べ10億円の増益となりました。

事業区分	売上高（億円）	営業費用（億円）	営業利益（億円）
電気事業	12,012	11,695	317
総合エネルギー供給事業	502	481	21
情報通信事業	409	383	26
その他の事業	1,187	1,149	38
内部取引消去	△ 962	△ 956	△ 6
合計	13,149	12,753	396

⑵　対処すべき課題

電力の小売全面自由化から２年が経過し，平成32年４月までに送配電部門の法的分離が求められているなど，電気事業はまさに変革期にあります。

当社グループにおいては，業務全般にわたる経営効率化に努め，当年度の連結収支は増益となったものの，抜本的な経営基盤の回復・経営の安定化に不可欠な原子力発電所の稼働は依然見通しが立っておらず，引き続き厳しい状況に変わりはありません。

このような中，当社グループとしては，「信頼。創造。成長。」の企業理念のもと，コンプライアンス最優先の業務運営を基本としながら，中国電力グループ経営ビジョンの実現に向けて，以下の諸課題に取り組んでまいります。

【電力の小売全面自由化等への対応】

電力の小売全面自由化を受け，中国地域においても大手電力会社を含めた多数の小売事業者が参入するなど，地域の垣根をこえた競争がより一層激しくなっています。このような中，会員制ＷＥＢサイト「ぐっとずっと。クラブ」および新料金メニュー「ぐっとずっと。プラン」の会員・加入口数が，いずれも当年度末時点で70万口を突破しており，多くのお客さまから確かな評価をいただいております。

当社グループとしては，家庭から事業用までエネルギーに関する多様なニーズに対し，付加価値の高いサービスを提供していくことなどで，事業基盤である中国地域のお客さまに引き続き選択していただくことを目指してまいります。

加えて，中国地域外や海外における収益基盤を確立するための取り組みを進めております。

中国地域外では，首都圏での電気の販売において付加価値の高いサービスの展開によりさらなる収益の拡大を目指していくとともに，その他の地域についても収益拡大を積極的に進めてまいります。また，昨年４月にＪＦＥスチール株式会社と共同で設立した千葉パワー株式会社では，千葉市での石炭火力発電所の計画に係る環境影響評価手続を行っております。

海外では，平成28年３月に出資参画したマレーシアの石炭火力発電事業における発電所の建設が順調に進捗しております。引き続き，新たな海外投資案件の発掘・具体化により，収益力強化に取り組んでまいります。

今後も収益性およびリスクを見極め，時機を逸することなく，当社グループの強みが活かせる成長事業の育成・拡大に取り組んでまいります。

【島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向けた取り組み】

島根原子力発電所においては，新規制基準への適合はもちろんのこと，さらなる安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

具体的には，緊急時対策所や航空機衝突その他のテロ行為による重大事故等に対処するための特定重大事故等対処施設の設置など，設備面の安全対策に取り組んでまいります。また，社員の危機管理に対する意識を高め，緊急時の対応能力を維持・向上させる訓練・教育などを引き続き実施してまいります。

島根２号機については，原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査が進められており，本年２月，当社が示した基準地震動について概ね妥当との評価を受けました。再稼働に向けて着実に前進しているものと受け止めており，引き続き総力をあげて対応してまいります。また，島根３号機についても適合性審査の申請に向けて，地域のみなさまや関係自治体等への説明を真摯に行い，着実に準備を進めてまいります。

当社グループは，原子力発電所の事故を決して起こしてはならないという確固たる決意のもと，安全性を一層高める取り組みを積み重ね，地域のみなさまのご理解を得ながら島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

なお，島根１号機については，昨年７月に廃止措置に係る作業に着手しました。今後も安全確保を最優先に，廃止措置に責任を持って取り組んでまいります。

【徹底した経営効率化の取り組み】

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り，競争力を強化していくため，引き続き徹底した経営効率化に取り組んでまいります。

具体的には，競争発注の拡大などによる請負・資機材等の調達コストの低減，燃料費の削減，最新のＩＴ技術を活用した生産性の向上などに取り組むとともに，今後の事業環境の変化を見据え，恒常的なコストの削減につながるよう，業務の進め方の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

【安定供給確保に向けた取り組み】

当社グループは，電源の競争力強化を図りつつ，将来にわたり，低廉で高品質な電気を安定的に供給するという当社の変わらぬ使命を果たすため，中長期的な展望に立った設備の形成・信頼度維持などに取り組んでまいります。また，送配電部門の法的分離に向け，昨年10月には送電・変電・配電・通信等の送配電ネットワークに関する業務を集約した「送配電カンパニー」を新設しました。安定供給や効率性を阻害することなく円滑に移行できるよう，着実に準備を進めております。

資源の乏しいわが国においては，特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが必要です。とりわけ，重要なベースロード電源である原子力発電については，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，一定比率維持していく必要があります。

当社としても，より一層安全性に優れた新規原子力発電所の開発を計画的に進めていくことが重要であると考えております。島根１号機の廃止を考慮すると，島根３号機の早期運転開始はもとより，新規原子力である上関原子力発電所の開発はこれまで以上に重要な経営課題であり，早期に着手できるよう，引き続き取り組んでまいります。

火力発電に関しても，経年化が進む既設火力発電所の代替として，最新鋭の発電技術を採用することによりCO_2排出削減にも配慮した三隅発電所２号機について，周辺環境の保全に万全を期すとともに，地域のみなさまのご理解をいただきながら，本年11月の着工に向け，着実に開発を進めてまいります。

また，トラブルの未然防止や災害への備えのため，設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事など将来にわたる電力の安定供給確保に取り組むとともに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，グループの保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

【地球温暖化問題への取り組み】

地球温暖化問題については，温室効果ガス削減に関する2020年以降の新たな国際枠組み（パリ協定）が平成28年11月に発効するなど，世界的な対応が求められているところであり，当社グループにとっても重要な課題となっております。

当社を含む電気事業者は，電気事業全体のCO_2排出抑制目標を掲げ，低炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。

当社グループとしては，安全確保を大前提とした原子力発電の活用や他事業者との共同出資によるバイオマス発電事業などの再生可能エネルギーの導入拡大，「大崎クールジェンプロジェクト」による高効率石炭火力発電とCO_2分離回収技術の開発などに努めていくことにより，温室効果ガスの削減に引き続き取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しておりますが，「地域で選ばれ，地域をこえて成長する企業グループ」を目指して取り組んでいくことで，地域の発展に貢献しつつ，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

中国電力グループ経営ビジョン

【2020年代を展望した目指す企業グループ像】

地域で選ばれ、地域をこえて成長する企業グループ

- お客さま満足度ナンバーワンのサービスをご提供します。
- 国内トップレベルの電源競争力を実現します。
- 低廉で高品質な送配電ネットワークサービスをお届けします。
- 国内の他地域や海外における収益基盤を確立します。
- 事業活動を通じて地域の課題解決と発展に貢献します。

【利益・財務の目標】

- 震災前を上回る利益水準（連結経常利益600億円以上/年）を安定的に確保します。
- 健全な事業運営に必要な財務基盤として、まずは震災前の水準（連結自己資本比率25％程度）を確保します。

※2020年代のできるだけ早い時期の実現を目指します。

⑶　設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額（億円）
電気事業	2,052
総合エネルギー供給事業	36
情報通信事業	77
その他の事業	48
内部取引消去等	△　30
合計	2,185

②工事中の主な設備（平成30年３月31日現在）

発電設備

名称	出力（万kW）
（原子力） 島根原子力発電所３号機	137.3

⑷　資金調達の状況

①社債	発行額	2,100億円	償還額	2,400億円
②借入金	借入額	3,252億円	返済額	2,820億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	1,740億円	償還額	1,640億円

（注）上記①の社債発行額には，平成29年12月７日に発行したユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（総額1,000億円）を含んでおります。

⑸　財産および損益の状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（当年度）
売上高（億円）	12,996	12,315	12,003	13,149
経常利益（億円）	587	392	194	307
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	338	271	113	207
１株当たり当期純利益（円）	93.38	74.83	31.84	60.15
総資産（億円）	31,062	30,709	31,007	31,794

(6) 主要な事業内容 (平成30年３月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
総合エネルギー供給事業	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業
情報通信事業	電気通信事業，情報処理事業
その他の事業	環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート　ほか

(7) 重要な子会社の状況 (平成30年３月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業，情報処理事業
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業，電気事業，電気・熱エネルギー供給事業，電気給湯機等販売・リース業
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	490	100.0	経理・労務業務等代行業，グループ内金融業
中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	104	100.0	不動産・ビル管理・リース業
中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業
株式会社電力サポート中国	65	100.0	電材・配電設備設計業
中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計修理・調整業，電気工事・電気通信工事業
中電技術コンサルタント株式会社	100	90.0	建設コンサルタント業
テンパール工業株式会社	150	56.0	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造業，土木・基礎工事業
株式会社アドプレックス	30	46.7	印刷・広告業
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. (中国電力･オーストラリア･リソーシズ社)	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の探査・開発・生産業

(注) １．当社の持株比率は，自己株式を控除して計算しております。
２．平成29年４月１日付で中国企業株式会社は，株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズに商号変更いたしました。

当社の連結子会社は上記の会社を含め19社，持分法適用会社は18社であります。

⑻ 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

a．本店（広島県広島市）

b．支社 鳥取（鳥取県鳥取市），島根（島根県松江市），岡山（岡山県岡山市），山口（山口県山口市），東京（東京都千代田区）

c．主要な発電所

区　　分	発　電　所　名（所在県名）
水　力 （出力３万kW以上）	俣野川（鳥取県），潮（島根県），新成羽川（岡山県），可部，南原，滝山川（以上広島県）
火　力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県），水島，玉島（以上岡山県），大崎（広島県），岩国，柳井，下松，新小野田，下関（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県），宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会　社　名	本　店　所　在　地
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
中電プラント株式会社	
株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	
中電工業株式会社	
株式会社電力サポート中国	
中電環境テクノス株式会社	
中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
中電技術コンサルタント株式会社	広島県広島市
テンパール工業株式会社	
中国高圧コンクリート工業株式会社	
株式会社アドプレックス	
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. （中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）	オーストラリア

⑼ 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

事業区分	従業員数（名）	前年度末比増減（名）
電気事業	8,545	121減
総合エネルギー供給事業	233	2減
情報通信事業	929	15増
その他の事業	3,778	23増
合計	13,485	85減

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

⑽ 主要な借入先（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	2,823
三井住友信託銀行株式会社	1,035
株式会社みずほ銀行	975
株式会社広島銀行	742
株式会社山口銀行	693

2．当社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　10億株

⑵ **発行済株式の総数**　３億7,105万5,259株

⑶ **株主数**　124,114名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
山口県	34,005	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,760	5.4
日本生命保険相互会社	14,818	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,611	4.0
中国電力株式投資会	7,521	2.2
株式会社広島銀行	5,842	1.7
株式会社山陰合同銀行	5,547	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	5,283	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,022	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	4,393	1.3

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式26,536,727株を控除して計算しております。

3．当社の新株予約権等に関する事項（平成30年３月31日現在）

当社は，次のとおり，ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

名　　称	2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成27年３月２日発行）	2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成29年12月７日発行）	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成29年12月７日発行）
社債の総額	500億円	500億円	500億円
新株予約権の数	5,000個	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,993円	1,429円	1,429円
新株予約権の行使期間	平成27年(2015年)３月16日から平成32年(2020年)３月11日まで	平成29年(2017年)12月21日から平成32年(2020年)１月10日まで	平成29年(2017年)12月21日から平成34年(2022年)１月11日まで
社債の残高	500億円	500億円	500億円

4．当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当，重要な兼職の状況等
苅田　知英	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
清水　希茂	代表取締役社長執行役員	
迫谷　章	代表取締役副社長執行役員	電源事業本部長
渡部　伸夫	代表取締役副社長執行役員	販売事業本部長
小川　司徳	代表取締役副社長執行役員	人材育成担当，調達本部長，人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長
松村　秀雄	取締役常務執行役員	地域共創本部長，株式会社エネルギア・ビジネスサービス取締役社長，株式会社中電工社外監査役
平野　正樹	取締役常務執行役員	国際事業部門長，エネルギア総合研究所長
松岡　秀夫	取締役常務執行役員	送配電カンパニー長，情報通信部門長
岩崎　昭正	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
芦谷　茂	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長
重藤　隆文	取締役常務執行役員	コンプライアンス推進部門長，考査部門長，管財部門長
畝川　寛	取締役監査等委員(常勤)	広島ガス株式会社社外取締役
田村　浩章	社外取締役監査等委員	株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役
内山田　邦夫	社外取締役監査等委員	栄研化学株式会社社外取締役
野曽原　悦子	社外取締役監査等委員	弁護士

（注）１．当年度中の取締役の異動(平成29年６月28日異動)
(1) 第93回定時株主総会において，芦谷茂・重藤隆文の２名はそれぞれ取締役に新たに選任され就任いたしました。
(2) 取締役常務執行役員古林行雄・森前茂彦の２名は，任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。
２．社外取締役田村浩章は株式会社山口フィナンシャルグループの社外取締役であり，当社は同社のグループ銀行との間に資金借入等の取引関係があります。
３．社外取締役田村浩章・内山田邦夫・野曽原悦子の３名につきましては，東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
４．常勤の監査等委員を選定している理由は，社内事情に精通した者による重要な会議への出席，業務執行部門からの日常的な情報収集，内部監査部門等との緊密な連携により，監査の実効性を確保するためであります。
５．取締役（監査等委員）畝川寛は当社およびグループ企業において経理業務を所管する担当役員等を経験しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．当年度終了後の取締役の重要な兼職の状況
社外取締役内山田邦夫は，平成30年４月１日付で株式会社神戸製鋼所の常務執行役員に就任いたしました。

7．取締役を兼務しない役付執行役員は，次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
伊　藤　豪　朗	常務執行役員	販売事業本部副本部長
山　下　正　洋	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．部長（立地），上関原子力立地プロジェクト長
瀧　本　夏　彦	常務執行役員	経営企画部門長
神　田　　尚	常務執行役員	送配電カンパニー副カンパニー長 兼．部長（ネットワークサービス）
北　野　立　夫	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．部長（原子力管理）

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は，非業務執行取締役である畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

⑶　取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額

区　　分	人　　数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	13	466
取締役（監査等委員）	4	70
合　　計	17	537

（注）１．平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
⑴　月額報酬総額　取締役（監査等委員を除く）　月額　45百万円以内
　　取締役（監査等委員）　月額　10百万円以内
⑵　賞与総額　取締役（監査等委員を除く）　年額120百万円以内
なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
２．上記のうち，社外取締役３名に対する報酬等の額は33百万円であります。

②取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は，取締役会において，取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており，その内容は次のとおりであります。

ａ．方針

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬は，以下の方針により決定する。

・　株主総会において承認された総額の範囲内で，経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
・　株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく，短期的な業績に加え，中長期的な業績も考慮する。

・　基本報酬である月額報酬は，当社の経営環境や業績の状況，各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。
・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は，会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，当社の経営環境・業績を踏まえ，月額報酬とは別に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

b．手続

・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は，社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
・　監査等委員である取締役の報酬に関する事項は，監査等委員会において決定する。

⑷　社外取締役の主な活動状況

氏　　名	地　　位	出席回数/開催回数（出　席　率）		発言状況
		取　締　役　会	監査等委員会	
田　村　浩　章	取　締　役 監　査　等　委　員	13回/13回 （100%）	16回/16回 （100%）	経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。
内山田　邦　夫	取　締　役 監　査　等　委　員	13回/13回 （100%）	16回/16回 （100%）	リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。
野曽原　悦　子	取　締　役 監　査　等　委　員	12回/13回 （92%）	16回/16回 （100%）	弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。

5．当社の会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	79
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は，社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け，監査計画の内容，監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数，報酬単価）を確認し，審議した結果，これらについて適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。
3．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託し，その対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1．当社の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴　取締役会は通常月１回開催し，経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，職務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて職務執行の状況について，取締役会への報告を求める。

⑵　取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため，経営会議を原則として毎週開催する。

⑶　執行役員に業務執行を担わせることにより，取締役会の意思決定および監督機能の強化，ならびに業務執行の効率化を図る。

⑷　中国電力グループのＣＳＲ行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。

⑸　取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役，執行役員および使用人に対する教育等を行う。

⑹　法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。

⑺　各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。

⑻　財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。

⑼　市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。

⑽　業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

2．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

(2) リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
(3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

3．当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

4．当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営の基本方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。
(2) 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ企業の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
ａ．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
ｂ．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
ｃ．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
ｄ．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。
(2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
(3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ａ．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。
ｂ．上記ａ．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として，監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7．当社の監査等委員会への報告に関する体制

⑴ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

ａ．監査等委員会は，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。

ｂ．取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，速やかに報告を行う。

⑵ グループ企業の取締役，執行役員，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

⑶ 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

8．当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査等委員の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

9．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役は，監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。

⑵ 取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど，監査の実効性を高めるため，監査等委員会との連携を図る。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

○　電力の小売全面自由化に伴う事業者間の競争の激化や送配電事業の法的分離の要請等の環境変化に対応するとともに，「中国電力グループ経営ビジョン」の実現に向けて，昨年10月に組織整備を行っております。

○　中国電力グループ経営ビジョンのもと，中期経営計画を策定のうえ，電気事業を中心とした事業を展開するにあたり，取締役会を13回開催し，経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け，取締役の職務執行を監督しております。

　また，企業倫理委員会を４回開催し，コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をもとに，コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

　なお，コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については，すべて実施し，その旨を開示しております。

○　事業活動に潜むリスクを的確に把握し，未然防止に向けた施策を実施するとともに，その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また，危機に際しては，迅速かつ適切に対応するため，危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

○　当社において，昨年判明しました「道路占用許可（共架電線類）の未申請」に関しては，社内横断的な体制で対応することとし，申請の適正化に取り組むとともに，事実関係の調査や原因分析を行い，再発防止策を策定・実施しております。

○　グループ経営要綱において，グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており，グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて，グループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また，グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギアグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年２回）や当社からグループ企業への訪問等を通じて，グループ企業のコンプライアンスの推進およびリスク管理について指導・支援等を行っております。

○　当社の考査部門は，内部監査基本計画に基づき，監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら，当社およびグループ企業の監査を実施しております。

○　当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については，監査等委員会への報告規程に基づき，速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

　また，監査等委員会は，意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

　監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的として，代表取締役と監査等委員４名（うち社外取締役３名）をメンバーとする意見交換会を２回開催し，ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,854,745**	**固定負債**	**1,987,386**
電気事業固定資産	**1,313,066**	社債	827,402
水力発電設備	114,562	長期借入金	989,809
汽力発電設備	178,935	退職給付に係る負債	69,517
原子力発電設備	95,434	資産除去債務	78,971
送電設備	313,957	その他の固定負債	21,685
変電設備	144,960		
配電設備	365,057	**流動負債**	**526,158**
業務設備	78,058	１年以内に期限到来の固定負債	169,021
休止設備	17,597	短期借入金	67,895
その他の電気事業固定資産	4,502	コマーシャル・ペーパー	10,000
その他の固定資産	**127,373**	支払手形及び買掛金	66,552
固定資産仮勘定	**871,034**	未払税金	24,039
建設仮勘定及び除却仮勘定	859,188	その他の流動負債	188,650
原子力廃止関連仮勘定	4,271		
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	7,574	**引当金**	**85,151**
核燃料	**180,428**	渇水準備引当金	1,424
装荷核燃料及び加工中等核燃料	180,428	原子力発電工事償却準備引当金	83,727
投資その他の資産	**362,842**		
長期投資	105,610	**負債合計**	**2,598,697**
退職給付に係る資産	46,982		
繰延税金資産	64,150		
その他の投資等	146,269	**株主資本**	**554,316**
貸倒引当金（貸方）	△ 170	**資本金**	**185,527**
		資本剰余金	**17,066**
		利益剰余金	**390,477**
		自己株式	**△ 38,755**
流動資産	**324,696**	**その他の包括利益累計額**	**22,801**
現金及び預金	93,035	**その他有価証券評価差額金**	**22,509**
受取手形及び売掛金	119,001	**繰延ヘッジ損益**	**20**
短期投資	8,000	**為替換算調整勘定**	**△ 235**
たな卸資産	61,535	**退職給付に係る調整累計額**	**505**
繰延税金資産	10,991	**非支配株主持分**	**3,628**
その他の流動資産	32,564		
貸倒引当金（貸方）	△ 432	**純資産合計**	**580,745**
合計	**3,179,442**	**合計**	**3,179,442**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,275,341**	**営業収益**	**1,314,967**
電気事業営業費用	1,159,104	電気事業営業収益	1,193,671
その他事業営業費用	116,236	その他事業営業収益	121,296
営業利益	(39,626)		
営業外費用	**24,587**	**営業外収益**	**15,663**
支払利息	17,758	受取配当金	1,482
その他の営業外費用	6,828	受取利息	66
		持分法による投資利益	3,535
		その他の営業外収益	10,578
当期経常費用合計	**1,299,928**	**当期経常収益合計**	**1,330,630**
当期経常利益	**30,701**		
渇水準備金引当又は取崩し	**203**		
渇水準備金引当	203		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**3,378**		
原子力発電工事償却準備金引当	3,378		
税金等調整前当期純利益	**27,120**		
法人税等	**6,756**		
法人税等	7,880		
法人税等調整額	△ 1,123		
当期純利益	**20,363**		
非支配株主に帰属する当期純損失	**344**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**20,707**		

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	
当連結会計年度期首残高	185,527	17,068	387,088	△38,739	550,944	22,809	△ 247	△ 305	4,168	3,791
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△17,213		△17,213					
親会社株主に帰属する当期純利益			20,707		20,707					
自己株式の取得				△ 19	△ 19					
自己株式の処分		△ 0		2	1					
持分法の適用範囲の変動			△ 105		△ 105					
その他		△ 1		0	△ 0					
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						△ 299	268	69	△ 3,662	△ 162
当連結会計年度変動額合計	－	△ 1	3,388	△ 16	3,371	△ 299	268	69	△ 3,662	△ 162
当連結会計年度末残高	185,527	17,066	390,477	△38,755	554,316	22,509	20	△ 235	505	3,628

（注）その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,678,859**	**固定負債**	**1,938,840**
電気事業固定資産	**1,351,347**	社債	827,402
水力発電設備	115,772	長期借入金	956,450
汽力発電設備	180,360	長期未払債務	3,954
原子力発電設備	96,537	関係会社長期債務	5,000
内燃力発電設備	1,999	退職給付引当金	57,789
新エネルギー等発電設備	1,950	資産除去債務	77,861
送電設備	318,647	雑固定負債	10,383
変電設備	148,784		
配電設備	390,527	**流動負債**	**497,408**
業務設備	79,170	１年以内に期限到来の固定負債	165,084
休止設備	17,597	短期借入金	67,395
附帯事業固定資産	**92**	コマーシャル・ペーパー	10,000
事業外固定資産	**4,867**	買掛金	56,922
固定資産仮勘定	**879,111**	未払金	29,534
建設仮勘定	865,008	未払費用	75,666
除却仮勘定	2,257	未払税金	22,073
原子力廃止関連仮勘定	4,271	預り金	1,617
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	7,574	関係会社短期債務	31,477
核燃料	**180,428**	諸前受金	36,894
装荷核燃料	7,034	雑流動負債	743
加工中等核燃料	173,393		
投資その他の資産	**263,012**	**引当金**	**85,151**
長期投資	94,093	渇水準備引当金	1,424
関係会社長期投資	47,693	原子力発電工事償却準備引当金	83,727
長期前払費用	22,934		
前払年金費用	43,930	**負債合計**	**2,521,400**
繰延税金資産	54,400		
貸倒引当金（貸方）	△ 40	**株主資本**	**406,625**
		資本金	**185,527**
流動資産	**261,123**	**資本剰余金**	**16,727**
現金及び預金	73,058	資本準備金	16,676
売掛金	99,329	その他資本剰余金	50
諸未収入金	3,129	**利益剰余金**	**242,733**
短期投資	8,000	利益準備金	46,381
貯蔵品	49,820	その他利益剰余金	196,351
前払金	6	海外投資等損失準備金	9
前払費用	4,190	特定災害防止準備金	59
関係会社短期債権	8,709	別途積立金	158,500
繰延税金資産	8,957	繰越利益剰余金	37,782
雑流動資産	6,235	**自己株式**	△ **38,362**
貸倒引当金（貸方）	△ 315		
		評価・換算差額等	**11,956**
		その他有価証券評価差額金	11,708
		繰延ヘッジ損益	248
		純資産合計	**418,582**
合計	**2,939,983**	**合計**	**2,939,983**

損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,194,995**	**営業収益**	**1,227,470**
電気事業営業費用	1,169,760	電気事業営業収益	1,201,289
水力発電費	20,057	電灯料	410,404
汽力発電費	279,549	電力料	565,996
原子力発電費	51,711	地帯間販売電力料	2,227
内燃力発電費	2,821	他社販売電力料	52,692
新エネルギー等発電費	164	託送収益	19,642
地帯間購入電力料	2,125	事業者間精算収益	4,609
他社購入電力料	361,964	再エネ特措法交付金	134,110
送電費	49,675	電気事業雑収益	11,606
変電費	27,033		
配電費	106,747		
販売費	33,835		
休止設備費	2,669		
一般管理費	71,331		
接続供給託送料	90		
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,605		
再エネ特措法納付金	123,171		
電源開発促進税	23,414		
事業税	9,611		
電力費振替勘定（貸方）	△ 818		
附帯事業営業費用	25,235	附帯事業営業収益	26,181
ＬＮＧ供給事業営業費用	19,612	ＬＮＧ供給事業営業収益	20,378
石炭販売事業営業費用	5,622	石炭販売事業営業収益	5,803
営業利益	(32,475)		
営業外費用	**22,046**	**営業外収益**	**13,658**
財務費用	17,653	財務収益	5,504
支払利息	17,204	受取配当金	5,473
社債発行費	449	受取利息	30
事業外費用	4,393	事業外収益	8,153
固定資産売却損	141	固定資産売却益	858
雑損失	4,251	雑収益	7,294
当期経常費用合計	**1,217,042**	**当期経常収益合計**	**1,241,128**
当期経常利益	**24,086**		
渇水準備金引当又は取崩し	**203**		
渇水準備金引当	203		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**3,378**		
原子力発電工事償却準備金引当	3,378		
税引前当期純利益	**20,504**		
法人税等	**4,059**		
法人税等	5,891		
法人税等調整額	△ 1,831		
当期純利益	**16,445**		

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当事業年度期首残高	185,527	16,676	51	46,381	11	58	158,500	38,562	△38,345	407,424	11,603	△ 247
当事業年度変動額												
海外投資等損失準備金の取崩					△ 2			2		－		
特定災害防止準備金の積立						0		△ 0		－		
剰余金の配当								△17,226		△17,226		
当期純利益								16,445		16,445		
自己株式の取得									△ 19	△ 19		
自己株式の処分			△ 0						2	1		
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）											105	495
当事業年度変動額合計	－	－	△ 0	－	△ 2	0	－	△ 779	△ 16	△ 798	105	495
当事業年度末残高	185,527	16,676	50	46,381	9	59	158,500	37,782	△38,362	406,625	11,708	248

（注）資本剰余金，利益剰余金，評価・換算差額等及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松原　浩　平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　田　貴　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原　浩　平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　田　貴　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　田　真　也	㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの平成29年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）における取締役の職務の執行について，監査いたしました。その方法および結果につき，以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役，執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めるとともに，下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役，執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年５月21日

中国電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	畝　川　　寛 ㊞
監査等委員	田　村　浩　章 ㊞
監査等委員	内山田　邦　夫 ㊞
監査等委員	野曽原　悦　子 ㊞

（注）　監査等委員田村浩章，内山田邦夫および野曽原悦子は，会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案から第３号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は，株主のみなさまに対して１株につき50円の安定配当を継続することを，剰余金の処分にあたっての基本方針としております。

期末配当については，上記の基本方針に基づき，１株につき25円としたいと存じます。これにより，当年度における配当金は，昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて１株につき50円となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社株式１株につき金25円　総額8,612,963,300円

⑶　期末配当が効力を生じる日
　　平成30年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（11名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役を除く取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお，監査等委員会から，本議案については，監査等委員である社外取締役３名が出席する指名委員会での審議を経て，取締役会において適切に決定されており，特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
1	かりた　ともひで 苅　田　　知　英 （昭和23年８月17日生） 35,525株	昭和47年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役経営企画部門部長（経営計画） 平成18年６月　当社常務取締役経営企画部門長 平成19年２月　当社常務取締役経営企画部門長，企業再生プロジェクト長 平成20年２月　当社常務取締役経営企画部門長 平成20年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成22年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 平成23年６月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 平成25年６月　当社取締役社長 平成28年４月　当社取締役会長 平成28年６月　当社代表取締役会長　（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人中国経済連合会会長
	【取締役候補者とした理由】 取締役会議長として，当社の経営方針・計画の決定に主導的役割を担っております。経験に裏付けられた的確な観点から業務執行の監督を総括しており，当社のガバナンス向上とともに，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
2	清水　希茂（しみず　まれしげ） （昭和27年２月19日生） 30,300株	昭和49年４月　当社入社 平成21年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長 平成23年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，エネルギア総合研究所長 平成24年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 平成25年６月　当社取締役副社長電源事業本部長 平成28年４月　当社取締役社長 平成28年６月　当社代表取締役社長執行役員　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 経営全般に関する豊富な知見に加え，柔軟な発想を活かし，社長執行役員として業務執行を統括しております。海外事業など収益力の強化に向けた取り組みを着実に進めており，強いリーダーシップのもとで経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。	
3	渡部　伸夫（わたなべ　のぶお） （昭和29年10月31日生） 15,400株	昭和52年４月　当社入社 平成23年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部副本部長，島根支社長 平成27年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 平成28年６月　当社代表取締役副社長執行役員お客さまサービス本部長 平成29年10月　当社代表取締役副社長執行役員販売事業本部長 （現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 電力・ガス需要の新規獲得，電力販売に係る新サービスの開発等に取り組んでおります。冷静沈着な人柄とこれまで培った幅広い人脈をもとに，当社の収益基盤の強化を図り，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>おがわ　もりよし
小　川　　司　徳
（昭和29年８月25日生）
13,900株</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社常務取締役人材活性化部門長
平成28年６月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，考査部門長，人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長
平成29年10月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，調達本部長，人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長
（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
経営環境の変化に応じた人事制度設計に尽力するほか，的確な判断力と強い実行力を活かし，効率的な資金・資機材の調達，原子力安全文化の醸成等にも取り組んでおります。その実績と豊富な知見により，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>ひらの　まさき
平　野　　正　樹
（昭和28年４月23日生）
9,600株</td><td>平成18年１月　経済産業省通商政策局通商交渉官（平成18年７月退官）
平成18年７月　電気保安協会全国連絡会議専務理事（平成21年６月退職）
平成21年６月　当社執行役員経営企画部門部長（電源調達）
平成23年６月　当社上席執行役員経営企画部門部長（設備・技術）
平成24年６月　当社上席執行役員環境部門長
兼．エネルギア総合研究所長
平成25年６月　当社常務取締役環境部門長，情報通信部門長，エネルギア総合研究所長
平成27年６月　当社常務取締役国際事業部門長，環境部門長，エネルギア総合研究所長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員国際事業部門長，環境部門長，エネルギア総合研究所長
平成29年10月　当社取締役常務執行役員国際事業部門長，エネルギア総合研究所長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
社内外で幅広い業務経験・人脈を有しており，海外事業の展開，研究開発など将来を見据えた成長事業の育成・拡大に成果をあげております。優れた先見性と論理的考察力を活かし，当社の持続的な成長に向けた的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>まつむら　ひでお
松　村　秀　雄
（昭和30年９月９日生）
12,100株</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長
平成26年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長，管財部門長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員グループ経営推進部門長
平成29年６月　当社取締役常務執行役員グループ経営推進部門長，
広報部門長
平成29年10月　当社取締役常務執行役員地域共創本部長　（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
㈱エネルギア・ビジネスサービス取締役社長
㈱中電工社外監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
総務・コンプライアンス部門を中心とした豊富な経験と知見をもとに，地域からの信頼獲得，地域発展への貢献，環境問題への対応等において中核的役割を担っております。大局的な判断力のもと，的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>まつおか　ひでお
松　岡　秀　夫
（昭和30年９月30日生）
9,800株</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員流通事業本部副本部長
平成26年６月　当社常務取締役流通事業本部長
平成27年６月　当社常務取締役流通事業本部長，情報通信部門長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員流通事業本部長，情報通信部門長
平成29年10月　当社取締役常務執行役員送配電カンパニー長，
情報通信部門長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
送配電ネットワークサービスの高品質かつ効率的な提供に加え，ＩＴ戦略の立案や情報セキュリティの強化にも主導的役割を担っております。豊富な業務経験のもとで培われた優れた洞察力と論理的考察力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
8	いわさき　　あきまさ 岩　崎　　昭　正 （昭和31年３月21日生） 11,200株	昭和54年４月　当社入社 平成24年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長 兼．電源事業本部島根原子力本部島根原子力建設所長 平成26年６月　当社執行役員電源事業本部部長（原子力管理） 平成27年６月　当社常務取締役電源事業本部部長（原子力管理） 平成28年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部部長（原子力管理） 平成29年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 原子力発電所の稼働に向けた新規制基準適合性審査対応，地域との信頼関係構築等に誠実に取り組んでおります。優れた判断力と実行力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。	
9	あしたに　　しげる 芦　谷　　茂 （昭和31年４月７日生） 12,452株	昭和54年４月　当社入社 平成25年６月　当社執行役員鳥取支社長 兼．電源事業本部島根原子力本部副本部長 平成28年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長 平成29年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 火力部門における豊富な経験・知見を活かし，当社電源の競争力強化に向けた取り組みにおいて主導的役割を担っております。前向きな姿勢で組織力を向上させることに長けており，的確な業務運営が期待できることから候補者としております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>しげとう　たかふみ
重　藤　　隆　文
（昭和32年３月23日生）
9,500株</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成25年６月　当社上席執行役員管財部門長
平成26年６月　当社執行役員東京支社長
平成28年６月　当社常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長
平成29年６月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長
平成29年10月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，考査部門長，管財部門長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
コンプライアンス最優先の業務運営の推進，効率的かつ適正な業務運営の確保において中核的役割を担っております。誠実かつ緻密な業務運営，当社ガバナンス強化への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td>たきもと　なつひこ
瀧　本　　夏　彦
（昭和32年６月６日生）
5,100株
新任</td><td>昭和56年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員経営企画部門部長（経営計画）
平成29年６月　当社常務執行役員経営企画部門長　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
震災後の著しい経営環境変化の下，経営企画部門において当社経営のあり方を描く中核的役割を担っております。多面的かつ即応性の高い思考・分析能力を活かした的確な業務運営が期待できることから新たに候補者としております。</td></tr>
</table>

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の４氏は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案の提出については，監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
1	せがわ　ひろし 畝　川　　寛 （昭和30年３月６日生） 11,402株	昭和53年４月　当社入社 平成21年６月　当社執行役員情報通信部門部長（事業企画） （平成24年１月退職） 平成24年１月　中国企業㈱取締役社長　（平成26年６月退任） 平成26年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成28年６月　当社取締役（監査等委員〔常勤〕）　（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 広島ガス㈱社外取締役
	【取締役候補者とした理由】 常勤の監査等委員および監査等委員会の長として，業務執行部門からの日常的な情報収集，内部監査部門等との緊密な連携を図るなど，監査の実効性向上の中核的役割を担っております。財務・会計に関する豊富な知見と緻密な分析力を活かした的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。	
2	たむら　ひろあき 田　村　　浩　章 （昭和18年８月24日生） 6,900株 社外取締役　独立役員	平成17年６月　宇部興産㈱代表取締役社長，社長執行役員グループＣＥＯ 平成22年４月　宇部興産㈱取締役会長 平成25年５月　山口県経営者協会会長　（平成29年５月退任） 平成25年６月　当社社外取締役 平成25年６月　㈱山口フィナンシャルグループ社外取締役　（現在に至る） 平成26年６月　宇部興産㈱相談役 平成28年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現在に至る） 平成29年６月　宇部興産㈱顧問　（現在に至る）
	【社外取締役候補者とした理由】 宇部興産㈱をはじめとする社外での豊富な経営経験を活かし，企業経営者の観点による的確な監査，経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>うちやまだ　　くにお
内山田　　邦夫
（昭和26年１月８日生）
0株
社外取締役　独立役員</td><td>平成14年８月　警察庁首席監察官
平成15年６月　広島県警察本部長
平成18年１月　関東管区警察局長
平成19年２月　警察大学校長
平成20年３月　警察庁退官
平成20年４月　㈱神戸製鋼所常任顧問
平成27年６月　栄研化学㈱社外取締役　（現在に至る）
平成28年４月　㈱神戸製鋼所顧問　（平成28年10月退任）
平成28年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現在に至る）
平成30年４月　㈱神戸製鋼所常務執行役員　（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
栄研化学㈱社外取締役
㈱神戸製鋼所常務執行役員</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
社外での豊富な経験とリスク管理等に関する専門的な識見を活かし，客観的で公正・中立かつ的確な監査，経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。
なお，内山田邦夫氏は，これまで社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>のそはら　　えつこ
野曽原　　悦子
（昭和33年10月24日生）
0株
社外取締役　独立役員</td><td>昭和62年４月　広島弁護士会登録　（現在に至る）
平成24年６月　当社社外監査役
平成28年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現在に至る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
弁護士としての豊富な経験と実績を活かし，客観的で公正・中立な立場からの的確な監査，専門的知見に基づいた経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。
なお，野曽原悦子氏は，これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

⑴　田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の３氏は社外取締役候補者であります。

⑵　田村浩章氏は，平成30年６月26日付で㈱山口フィナンシャルグループ社外取締役を，平成30年６月28日付で宇部興産㈱顧問を退任する予定であります。

⑶　田村浩章氏は，現在，当社の社外取締役（監査等委員）であり，社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって５年であります。

なお，そのうち社外取締役（監査等委員）としての在任期間は，２年であります。

⑷　内山田邦夫氏は，現在，当社の社外取締役（監査等委員）であり，社外取締役（監査等委員）としての在任期間は，本総会終結の時をもって２年であります。

⑸　野曽原悦子氏は，現在，当社の社外取締役（監査等委員）であり，社外取締役（監査等委員）としての在任期間は，本総会終結の時をもって２年であります。

なお，社外取締役（監査等委員）就任前に，社外監査役として４年在任しております。

⑹　田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の３氏については，㈱東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

⑺　その他特記すべき事項はありません。

３．当社は，畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の４氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。本総会において４氏の選任が承認可決された場合，当社は４氏との間で当該契約を継続する予定であります。

＜株主提案（第４号議案から第９号議案まで）＞

第４号議案から第９号議案までは，株主（107名）からのご提案によるものであります。
なお，提案株主の議決権の数は，912個であります。

第４号議案　定款一部変更の件（１）

原子力発電の禁止

▼提案の内容

定款の第１章総則（目的）第２条に，（１３）として，「原子力発電の禁止」の項を追加する。

第１章　総則

第２条

（１３）原子力発電の禁止

ａ．島根原子力発電所２号機は再稼働しない。

ｂ．上関原子力発電所の建設計画は撤回する。

ｃ．島根原子力発電所３号機は，全国の原子力発電所の廃炉に向けての研究・研修用に活用する。

▼提案の理由

事故は起こらないといわれてきた原発，東日本大地震による福島第一原発事故から今年７年が経過しました。しかし事故の真相は，未だに明らかになっていません。

原発事故の影響により，今なお約５万５千人以上が，避難生活を余儀なくされています。

福島原発事故の処理に，今後どれだけの時間や費用がかかるか，まったく見通しが立ちません。廃炉の処理が完全に終了するかも，疑わしい状況です。

島根原発は，その周辺を囲むように活断層が存在する地震多発地帯です。

島根原発を再稼働するための「安全対策費」が，４，０００億円超になりました。最良の選択は動かさないことです。原子力規制委員会も「規制庁職員の教育に見学を協力いただきたい」と述べています。３号機は今の状態で，原発廃炉時代を迎える今，廃炉に向けての研究・研修用に活用することが最良の利用方法です。

計画から３６年たっても，建設の目途の無い，上関原発の建設計画は撤回することです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において，将来にわたり電力を安定的かつ低廉にお届けしていくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが重要であります。

原子力は，安全の確保を大前提に，安定供給，経済性，環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり，当社としては，島根・上関の両地点において，新たな知見にも適切に対応しながら安全確保に万全を期し，みなさまに安心していただける発電所となるよう引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第５号議案　定款一部変更の件（２）

再処理事業は行わない

▼提案の内容

定款に第８章として，「再処理事業は行わない」を追加する。

第８章　再処理事業は行わない

第４２条　使用済み核燃料の再処理は行わない。

第４３条　使用済み核燃料は運び出さない。

▼提案の理由

島根原発において発生した使用済み核燃料は，青森県六ケ所村の再処理工場に搬出し，再処理されることになっています。しかし再処理工場の竣工は，当初計画から２０年遅れ，２０１８年度上期の予定とされていましたが，いまだに具体的な時期は見えてきません。

肝心な再処理後の，プルトニウムのおもな使い道であった高速増殖炉「もんじゅ」は，２０１６年廃炉が決定しました。一般原発でプルサーマルとして使用することについても，経済性・危険性において，実施する必要がありません。核燃料サイクルは，まさに回らないサイクルとなりました。

また，高レベル放射性廃棄物の処分について，その場所や方法も国民から理解をされていません。１０万年もの管理が求められるほどの危険性を持っています。完璧な安全管理など到底できるはずもなく，全く未解決な問題です。

使用済み核燃料の再処理は必要なく，これらは当社が責任をもって，管理し続けることが必要です。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

我が国のエネルギー基本計画においては，エネルギー資源の有効利用，高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から，原子燃料サイクルを推進することが基本的方針として示されています。また，平成28年12月の原子力関係閣僚会議において，「もんじゅ」の廃止措置への移行に係る政府方針が決定された際にも，原子燃料サイクル推進の方針が堅持されています。当社としても，この方針に基づき，原子燃料サイクルの推進に取り組んでまいります。

高レベル放射性廃棄物等の最終処分についても，国が前面に立って取り組む方針が示されていますが，廃棄物の発生者である当社としても，国や事業主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）等と連携しながら，一層の理解活動に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（３）

原子力安全協定の締結

▼提案の内容

定款に第９章として，「原子力安全協定の締結」を追加する。

第９章　原子力安全協定の締結

第４４条　島根原子力発電所に関する安全協定は，原発周辺３０ｋｍ圏内にある島根・鳥取県内の自治体，出雲・安来・雲南・境港・米子の各市とは島根県・松江市と同内容のものを締結する。

▼提案の理由

島根原発から３０ｋｍ圏内には，６市があります。それらの市と安全協定が締結されていますが，立地自治体といわれる松江市と島根県の内容と，周辺自治体といわれる出雲市などの５市と鳥取県の内容には，決定的な違いがあります。

その違いは，周辺自治体には，原発の再稼働を行う時などに，「賛成・反対」をいう権利がないこと，また「立入調査」を行うことができないことです。

昨年４月，「脱原発をめざす首長会議」から，周辺自治体の「同意権」を求める申入れが総理大臣などへなされました。

去る３月２９日，日本原子力発電（株）は，所有している東海第２原発の再稼働や運転延長に関し，所在している東海村のほか，半径３０ｋｍ圏内の５市から事前同意を得るとする新たな安全協定を締結しました。

島根原発に対する危惧を周辺市の多くの市民が持っている状況で，日本原子力発電が締結した安全協定について，島根原発周辺の自治体からも賛意が示されています。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は現在，立地自治体である島根県，松江市に加え，周辺自治体である１県５市と安全協定を締結しております。この周辺自治体との協定の運用にあたっては，立地自治体と同様の対応をさせていただいており，協定のあり方についても，様々な場で議論が行われている情勢等を踏まえ，引き続き，誠意をもって協議をさせていただきたいと考えております。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（４）

放射性廃棄物の保管管理処分

▼提案の内容

定款に第１０章として，「放射性廃棄物の保管管理処分」を追加する。

第１０章　放射性廃棄物の保管管理処分

第４５条　島根原子力発電所から出る放射性廃棄物は，当社の責任において本店敷地内で保管管理処分をする。

▼提案の理由

原発から出される使用済み核燃料には，何万年以上も放射線を出し続ける半減期の長い放射性物質が含まれています。

現状では，原発から生み出される使用済み核燃料は，青森県六ケ所村の再処理工場に運ばれ，化学処理が行われることになっています。

また，原発の使用済み核燃料プールの空き容量がひっ迫し，原発敷地外に「再処理までの数十年間」にわたり，中間貯蔵する施設の建設も計画されています。

さらに，再処理された高レベル廃棄物は，地層処分されることが法律で定められています。しかし世界有数の地震国であり，地下水が豊富な日本の地層では，何千年，何万年も安全に高レベル廃棄物を十分管理できる地域は存在していません。

原発の運転は，子々孫々まで放射能汚染の危険を強いるものであり，福島第一原発事故の教訓を踏まえるならば，島根原発から生み出される放射性廃棄物は，当社の責任で，目の届く範囲の本店敷地内で，保管管理するようにします。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

原子力発電所で発生する使用済燃料については，現在，各発電所や日本原燃株式会社の再処理工場等において安全に貯蔵・管理されております。

また，高レベル放射性廃棄物等の最終処分については，「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき，地下の安定した地層に処分することとされており，国が前面に立って取り組む方針が示されています。廃棄物の発生者である当社としても，国や事業主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）等と連携しながら，一層の理解活動に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（５）

中国地方のエネルギー長期計画の策定を行う

▼提案の内容

定款に第１１章として，「中国地方のエネルギー長期計画の策定を行う」を追加する。

第１１章　中国地方のエネルギー長期計画の策定を行う

第４６条　本会社は２０５０年の中国地方のエネルギーを展望した，エネルギー長期計画策定会議を設ける。

第４７条　エネルギー長期計画策定会議は，２０名以内の委員をもって構成する。

第４８条　エネルギー長期計画策定会議の委員の内訳は，社内委員１０名，社外委員１０名で構成し，社内委員には３名の社外取締役を選任する。

第４９条　エネルギー長期計画の策定にあたっては，市民や消費者を交えた意見聴取会を開催し策定する。

▼提案の理由

温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が２０１６年発効し，欧州を中心に，再生可能エネルギー社会への移行の動きが活発化しています。

しかし，当社は２０１６年の小売り全面自由化，２０２０年発送電分離で，競争環境下に置かれるため，コスト削減，市場獲得が最大の関心事となり，国際的な流れを踏まえた長期的な見通しを検討するまでには至っていません。

当社は，相変わらず，電力需要増大を信じ続け，電力コストを追求するために，原子力，大型火力等の大規模集中型電源立地に固執し続けています。このまま突き進めば，過剰な電源設備を抱えざるを得ないことは明らかです。

今こそ，低エネルギー社会へ舵を切るべきです。地域にあるエネルギー資源，太陽・風・森林・水の力等を利用する小規模分散型電源への移行を地域住民の手で，地域の環境を破壊せずにすすめるべきです。

２２世紀に向けての長期戦略を考えるため，多くの人の知恵で，議論を始めましょう。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，国のエネルギー基本計画および中国地域における需要想定等も踏まえ，安全の確保を大前提に，経済性だけではなく，長期的なエネルギーセキュリティ，地球温暖化問題への対応等も勘案し，バランスのとれた電源構成の実現を目指した電源開発計画を策定しております。

また，水力，太陽光，風力等の再生可能エネルギーについても，CO_2排出抑制の観点から貴重なエネルギーと認識しており，再生可能エネルギーが持つ特有の技術的課題の解決を図りながら，グループ一体となって導入拡大に取り組んでおります。

こうした計画の策定にあたっては，社外取締役３名を含む取締役会において，十分に審議を行っております。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第９号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

▼提案の内容

エネルギー長期計画策定会議の委員として，次の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名を選任する。

候補者番号	候補者の名前	経歴，候補者とした理由	備考
1	まつだ　ひろあき 松　田　　宏　明	広島県芸南地区火電阻止連絡協議会・代表世話人。 エネルギー，火力発電所の問題に精通している。２０１２年からエネルギー講座の出筆を展開し，今回中国地方のエネルギー事情をまとめた。 全国各地や東南アジアの石炭火力の現場に出向き，その問題点を追及している。このことから，中国電力の全般のエネルギー動向に精通している。 中国電力の株主	広島県竹原市在住

候補者番号	候補者の名前	経歴，候補者とした理由	備考
2	手塚（てづか）　智子（ともこ）	市民エネルギーとっとり・代表，市民電力連絡会理事。 ドイツ等で進むエネルギー大転換・電力システム改革・エネルギーの民主化・電力のラベリング・シュタットヴェルケ等に精通している。欧州等では自然エネルギー１００％地域づくりが加速しているが，この動きとも連携し，鳥取で地域の多様な主体と共に，原発に頼らないエネルギー社会の実現を通した，持続可能な地域づくりに取り組んでいる。 日本の戦前戦後に実在した，分散型のエネルギーシステムにも着目し，民営・公営・協同組合等地域の主体による電気事業史に詳しい。	鳥取県鳥取市在住

▼提案の理由

２０１６年から，電力の全面自由化が実施されています。しかし，中国地方では，消費者が望んでいる環境に配慮した発電方式の電力会社の選択が，できない状態にあります。特に，福島原発事故を受けて，多くの消費者は原発の電気を，使いたくない考えを持っています。

また，２０２０年の発送電分離の実施に伴い，電力事情は大きく変化することが考えられます。今後も人口減少の中で，省エネが進み，電力の需要も低下をしていくことが見込まれます。

原発事故が起こり１００兆円にもなろうとしている，多額の処理費用や放射能汚染，さらに事故がなくても使用済み燃料の１０万年以上もかかる処分保管事業を考えると，原発に頼らない電力のエネルギー計画が必要です。

それには，中国地方のエネルギー事情に詳しい松田宏明さんと，自然エネルギー１００％の地域づくりを進めている手塚智子さんは適任です。２０５０年までを見据えた計画を策定していくようにします。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，当社グループ全体の発展と経営の高度化に向け，的確かつ戦略的な方向付けを行うとともに，経営の監督強化に寄与することができる者を，取締役会のバランス・規模等に関する考え方を踏まえ，取締役候補者として選定するという方針を定めております。

取締役会としては，この方針のもと，最適と考えられる取締役候補者を選定し，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者については社外取締役３名を構成員に含む指名委員会に諮問したうえで，第２号議案のとおり提案させていただいており，これを修正する必要はないと考えます。

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会　　場　　広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停　「中電前」

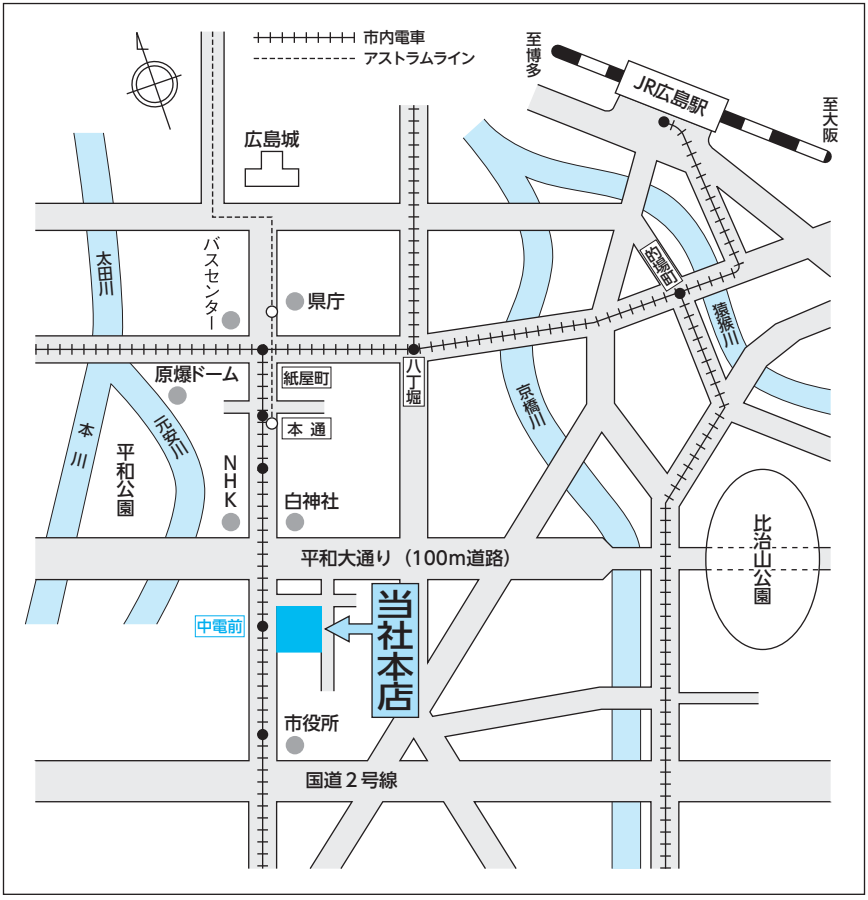

公共交通機関等をご利用いただき，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。